

令和 5 年

# 国見町議会会議録

第 3 回 臨時会

令和 5 年 5 月 17 日開会

令和 5 年 5 月 17 日閉会

国 見 町 議 会

## 令和5年第3回（5月）国見町議会臨時会会議録目次

応招告示	1
応招、不応招議員	2

### 第1号（5月17日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
遅参及び早退議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	4
本会議に出席した事務局職員	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
議案の上程（議案第34号～議案第35号）	6
町長提案理由の説明	6
議案第34号 国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例	6
議案第35号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）	10
町長挨拶	13
閉議及び閉会の宣告	13

国見町告示第17号

令和5年第3回国見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和5年5月9日

国見町長 引地 真

記

1. 期 日 令和5年5月17日
2. 場 所 国見町議会議場
3. 付議事件
  - (1) 国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例
  - (2) 令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）

## 応招不応招議員

・ 応招議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・ 不応招議員

なし

令和5年第3回国見町議会臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月17日（水曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 議案第34号 国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例
- 第 5 議案第35号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）

・出席議員（12名）

1番 蒲倉 孝君	2番 八巻喜治郎君	3番 宍戸武志君
4番（欠番）	5番 山崎健吉君	6番 小林聖治君
7番 村上 一君	8番 佐藤定男君	9番（欠番）
10番 渡辺勝弘君	11番 松浦常雄君	12番 浅野富男君
13番 八島博正君	14番 東海林一樹君	

・欠席議員（なし）

・遅参及び早退議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	引地 真君	副 町 長	佐藤克成君
教 育 長	菊地弘美君	総 務 課 長	阿部正一君
企画調整課長	大勝宏二君	税 務 課 長	佐藤光男君
住民防災課長	羽根洋一君	ほけん課長	佐藤温史君
福 祉 課 長	黒田典子君	産業振興課長	佐藤智昭君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	阿部善徳君	上下水道課長	宍戸浩寿君
会計管理者兼 会 計 課 長	安藤充輝君	教育総務課長	大勝晴美君
教育施設課長	中條伸喜君	生涯学習課長	小野笑子君
監 査 委 員 事 務 局 長	実沢隆之君		

・本会議に職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	澁谷康弘君	書 長	記 榊 英則君
書 記	八島 章君	書 記	木村恒夫君
書 記	石澤 廣君		

◇開会の宣告

議長（東海林一樹君） おはようございます。

本臨時会は、地球温暖化対策のため、クールビズに取り組んでおります。暑い場合は上着を脱いで臨まれても構いませんので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、これより令和5年第3回国見町議会臨時会を開会いたします。

(午前10時00分)

◇ ◇ ◇

◇開議の宣告

議長（東海林一樹君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、建設課長より、公務出張のため本日の臨時会を欠席する旨、届出がありましたので、ご報告いたします。

◇ ◇ ◇

◇会議録署名議員の指名

議長（東海林一樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番宍戸武志君及び5番山崎健吉君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

◇会期の決定

議長（東海林一樹君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

おはかりいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(発言する者なし)

議長（東海林一樹君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決しました。

なお、本臨時会にあたり、町長及び関係職員に対し、説明のため、あらかじめ出席を求めておりますので、ご了承願います。

◇ ◇ ◇

◇諸般の報告

議長（東海林一樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会関係について事務局長から報告させます。議会事務局長。

議会事務局長（澁谷康弘君） 議会関係についてご報告いたします。

令和5年第2回議会臨時会以降、現在までの議会活動は、お手許に配付の議員活動報告書のとおりであります。

本臨時会に、町長より別紙議案提出書のとおり議案2件が提出され、受理いたしました。

以上、ご報告いたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◇ ◇ ◇

◇議案の上程（議案第34号～議案第35号）

議長（東海林一樹君） 書記に議案提出書を朗読させます。朗読。

（書記 議案提出書を朗読）

◇ ◇ ◇

◇町長提案理由の説明

議長（東海林一樹君） 町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第3回国見町議会臨時会を招集したところ、議員の皆様には出席をいただき、ありがとうございます。

本臨時会には、条例の制定議案1件、補正予算の議案1件の計2件の当面する緊急で重要な議案を提出しました。

冒頭、高規格救急自動車の譲与先について現時点での状況を申し上げます。

住民説明会以降、伊達地方消防組合、川俣町、日赤県支部へ出向き、譲与に向けた説明を行いました。また、連携自治体である北海道ニセコ町、岩手県平泉町、栃木県茂木町、岐阜県池田町には、それぞれの首長に対し説明を行い、構成町となっている各消防本部に受入れの是非についての調整をいただいております。そのほか問合せのあった機関についても連絡を取りながら最終的に決定していきたいと考えています。

それでは、本臨時会に提案した各議案について、その概要を申し上げます。

議案第34号「国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例」は、高規格救急自動車の取得に係る事務執行の経過について、第三者による検証を進めるための委員会の設置を行うため、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものです。

議案第35号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）」は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6918万1000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ59億6269万1000円としたいとするものです。

歳出の補正は、第三者委員会委員報酬、非課税世帯及び子育て世帯への支援給付金、農業機械導入支援補助、プレミアム商品券事業等に係る経費を増額するものです。

一方、歳入は、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を増額するものです。

以上、提案理由の趣旨を申し上げましたが、議案の内容、係数などは、審議に先立ち関係課長がそれぞれ説明しますので、慎重審議の上、速やかにご議決くださるようお願いし、提案理由の説明とします。

よろしく願いいたします。

議長（東海林一樹君） 以上で、町長提案理由の説明は終わりました。

◇ ◇ ◇

◇議案第34号 国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例

議長（東海林一樹君） 日程第4、議案第34号「国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第34号、国見町事務執行適正化第三者委員会設置条例についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

宍戸武志君。

3番（宍戸武志君） 高規格救急自動車についてなのですが、私、3月の議会に企画調整課長に一般質問の中で、ぜひ町民の方に披露できないかということで問うたところ、上の者に相談しますということなので、今回、私、過去のことはとやかくは言いませんけれども、今回の主役、高規格救急自動車だと思うんです。ぜひ国見町で研究開発した救急車、いろんな特徴があるとお聞きしています。1台4000万円ということなので、町民の皆さん、興味があるんです。ぜひ各地に振り分ける前にお披露目をお願いしたいなど。12台は無理としましても、その12台については写真でもいいからお願いしたいなど。これ、外見はほとんど普通の救急車と変わらないと思いますんで……

議長（東海林一樹君） 宍戸議員、条例制定の話をしてください。

3番（宍戸武志君） いや、高規格救急自動車の問題なので、これ関連質問だと思いますので質問しています。お答え、お願いします。

議長（東海林一樹君） これは議案とは関係ございませんので、宍戸議員の質問は。条例の制定についての質問をしていただきたいと思います。

宍戸君。

3番（宍戸武志君） この質問については、町長の提案理由の中で緊急自動車の内容が触れられています。それにひもづいて第三者委員会を設置するという事なので、その関連質問で質問いたしました。

議長（東海林一樹君） この問題については、ちょっと受け付けられないと思いますのでよろしく願いいたします。

そのほか。

山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 今、宍戸議員が言ったのとちょっとダブっちゃって、私もお答えしていただけないかと思うのですが、施政方針の中で高規格救急自動車の話をしている。このために第三者委員会をつくりたいと、こういう話を先にしているんですよ。ですから逆にこれは、何のためにつくるんですかという質問をしたいんですけども。お願いします。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

この目的につきましては、先ほど町長の提案理由の説明でもありましたけれども、当然ながら今回の一連の住民説明会で行った高規格救急自動車に係る事務に不適正があったかどうかというものについての検証を行う、さらには今後この問題以外にいる

んな問題が出てきた場合に、第三者的機関においてそういった検証をできるための恒久的な条例を定めたいということで、今回提案をさせていただいたということでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） ちょっと今のは、答えがよく見えなかったんですけども、何のためにやったのか、もう一回お話しください。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 高規格救急自動車に係るその事務の執行に対して不適正があったかどうかについての検証を行うために設置をする条例でございます。

議長（東海林一樹君） そのほか質疑ございませんか。

浅野富男君。

12番（浅野富男君） 第3条になるんですけども、委員会は委員3人をもって構成するとなっています。この委員なんですけれども、いわゆる町からも職員からも独立した機関ということが一番大事なところかなと思います。その中で、その第3条の中に町長が委嘱するという内容になっているんですけども、こういう形の中で、いわゆる第三者機関としての意味が通るかどうかというようなところを、ちょっと説明願いたいと思います。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 浅野議員のご質問にお答えをいたします。

第三者委員会につきましては条例設置にはなりますが、通常の行政委員会、議会とか農業委員会、教育委員会等、そういった町が頭になる組織ではなくて、町が設置をするということになりますと、法制度上は町が委嘱をせざるを得ない。町のトップである町長が当然委嘱をせざるを得ないということになります。

ただ、議員ご心配のこともあろうかと思いますが、この部分につきましては当然第三者委員ということになりますから、町が誰々を指名してお願いするということではございません。なので今回につきましては当然学識のある方ということであれば、通常では弁護士さんか大学の先生ということになりますので、その選任についてはそれぞれの機関をお願いをして、推薦をされた方を上げていただくという形にしたいと考えておりますから、弁護士であれば当然県の弁護士会、あと大学であれば、この辺ですと福島大学とか桜の聖母でありますとか福島学院大学といいますか、ありますけれども、そちらのほうにお聞きをして法学に詳しい先生方をご推薦いただくという形にしたいと考えておりますので、そういった恣意的なものは入るものはないと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） 浅野富男君。

12番（浅野富男君） 答弁の中で、町が直接この3人の方々を指名するというようなことはあり得ないという理解でよろしいですね。

それでは、もう一つは第6条の第4番目なのですが、必要に応じて会議の内容を公表することができるとなっています。公表されるのはよろしいことなんですけれども、必要に応じてというのはどういった場合を想定しての条例案なのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） この条例のつくり方ということになるかと思いますが、まず個人情報的なものは出るおそれがある場合がありますので、会議については原則非公開にさせていただきますよ。ただ、通常の他の自治体の例を見ても、個人情報の部分は塗りつぶすにしても、この議事録についてはほぼ公開をされているような状況もありますから、その部分についてはちゃんと公表するようにしますよということを書いてあるということで、こちらの都合に応じて、やる、やらないではなくて、今回の場合は全ての議事録、委員の名前は当然公表されますし、内容で個人の部分が特定できないような部分については、きちんとそういった形で情報公開していくことにしたいと考えておりますし、また、ホームページ以外でも広報、そして、あと議会の皆さんにはそれぞれの懇談会等でそういった経過についてはご説明をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 総務課長、確認なんですけれども、先ほども伺いましたが、第1条に国見町事務執行適正化第三者委員会とあります。今までもそうなんですけれども、執行部の話を議会議員が報告を受けるだけという流れが多いように感じられるんですが、今回も執行部で第三者委員会を立ち上げて、決まったものだけ、また議会議員に報告という形になるのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 蒲倉議員のご質問にお答えをいたします。

町と言いますけれども、結局、第三者委員会という組織になりますから、その権限はその委員長の権限になります。ですので、そこから町が報告を受けたものを結果的にそのまま議会に説明するしかない、町が介入するわけにもいかないので、あくまでも第三者委員会委員長の名で出された、町が諮問すれば答申が出ますから答申の内容、あと中間報告が出れば中間報告の内容について、それを皆様にお知らせをするということになりますので、町がその中に入って変にいじったりとか、そういうことは当然できませんから、そうならざるを得ないと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） そうしますと、議会議員のほうから、こういったことはとか、こういったことを調べてくださいみたいなことは、やはりできない内容になるので、百条委員会等々を設置しない限り、そういうことはできないという形でよろしいのでしょうか。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） お答えいたします。

地方自治制度上の二元代表制になっていきますから、町に介入することは多分できないので、議会は議会の権限でやるとなれば百条委員会とか通常の何かの組織をつくってやらざるを得ないのかなと考えます。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1番（蒲倉 孝君） 理解しました。では、今後、百条委員会も検討の中に入れて考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇議案第35号 令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）

議長（東海林一樹君） 日程第5、議案第35号「令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

本議案について説明を求めます。総務課長。

総務課長（阿部正一君） 議案第35号、令和5年度国見町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

（以下議案書により説明）

議長（東海林一樹君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番蒲倉 孝君。

1番（蒲倉 孝君） 8ページの2款2項1目19節ですか、子育て世帯への臨時特別給付金とありますが、この内容というのはどういう内容になっているのか、お聞かせください。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

子育て世帯への給付金は、お子さん1人当たりにつきまして1万5000円、世帯割で1世帯当たり5,000円給付する予定です。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 蒲倉 孝君。

1 番（蒲倉 孝君） 確認ですけれども、当初予算にも給付金とあったと思うんですけれども、今回これはどのような給付金、お話しありましたけれどもダブっているわけではないんですよ。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 今回の給付金は、国からのコロナ給付金の一環で、当初予算とは別の補正となります。

議長（東海林一樹君） 蒲倉君。

1 番（蒲倉 孝君） そこが聞きたかったんですけれども、ということはコロナの対策で国から頂いたお金で補助金を出しましたよということでしょうか。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） はい、そのとおりです。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） 歳出の 2 番の文書広報費の中で、第三者委員会の 4 5 万 6 0 0 0 円、これありますよね。これは先ほど言った第三者委員会の報酬だと思うんですけれども、これをちょっと私計算できないんですけれども、これは何日間を予定しているんですか、期間は。

議長（東海林一樹君） 総務課長。

総務課長（阿部正一君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

これにつきましては、この条例ではないですけれども非常勤職の条例がありますけれども、そこに定めてある弁護士報酬が 1 回 2 万 5 0 0 0 円です。大学の先生につきましては 1 回 1 万 3 0 0 0 円になります。それが 2 人なので大学の先生では 2 万 6 0 0 0 円。それに 2 万 5 0 0 0 円を足しますと 4 万 5 6 0 0 円となります。掛ける 1 0 回ということで計上したので 4 5 万 6 0 0 0 円ということになります。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5 番（山崎健吉君） では、その件については大体 1 0 日間くらいということですね。

ちょっと別なほうの商工費のほうでちょっとお聞きしたいんですけれども、7 款の商工費の委託料、プレミアム商品券、これが 2 0 2 5 万円ですか、それから地元利用券が 5 2 0 万円という数字なんですけれども、この内容についてちょっと教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

補正予算書の 9 ページにプレミアム商品券事業の予算を計上してございます。その中の 1 2 節委託料でプレミアム商品券事業 2 0 2 5 万円と地元店利用応援事業 5 2 0 万円を計上してございます。

こちらのプレミアム商品券につきましては、昨年の12月に行った第3回目と同等のものを今回予定してございます。具体的な内容としましては、5,000円で7,500円分の商品券を町民1人当たり1セット、確実に買えるように引換券を郵送でお送りします。その7,500円分の商品券が500円掛ける15枚つづりになっていますので、その15枚のうち3分の2にあたる10枚以上を地元店で使用した場合には、新たに1,000円分の商品券を付与する形で事業を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） 山崎健吉君。

5番（山崎健吉君） 内容については前回と同じように1人1セットということなんですけれども、これ、いつから始める予定か、教えていただきたい。

議長（東海林一樹君） 産業振興課長。

産業振興課長（佐藤智昭君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回のプレミアム商品券の実施時期につきましては、関係者の方とこれから調整することになりますので、まだ具体的な日程は決まってございませんが、できるだけ速やかに町民の皆さんに引換券を郵送できるように準備を進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 福祉課長にお尋ねいたします。

民生費、社会福祉費のことにつきましてお尋ねいたします。

1目社会福祉総務費の中で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ということで2100万円ということになっておりますけれども、その内容につきましてお尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） 渡辺議員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年度住民税非課税世帯に対し、1世帯当たり3万円を給付するものです。

以上、答弁といたします。

議長（東海林一樹君） 渡辺勝弘君。

10番（渡辺勝弘君） 1世帯3万円ということなんですけれども、これは今回の臨時議会で議決した後に、いつ頃にこの3万円をやる予定にしておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（東海林一樹君） 福祉課長。

福祉課長（黒田典子君） お答えいたします。

ただいま税務課のほうで令和5年度の住民税の課税をしています。今月末に税務課で本算定後に、住民税が分かるような形になります。その結果を受けまして、6月中

に申請書を発送できればと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（東海林一樹君） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（東海林一樹君） 討論なしと認めます。

これから議案第35号の採決を行います。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

議長（東海林一樹君） 起立全員です。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

◇町長挨拶

議長（東海林一樹君） 以上で、本臨時会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

町長より挨拶があります。町長。

町長（引地 真君） 令和5年第3回国見町議会臨時会の閉会にあたり、挨拶をいたします。

ご提案した議案は、格別のご理解により原案のとおり議決いただいたことに感謝いたします。また、議案審議の過程において出された意見等についても執行部と議会それぞれの責任において熟慮熟考し対応すべきと思料いたします。

議員諸氏には、今後も町政進展、町民福祉の向上のための施策にご理解の上、出精されるよう切望し、閉会の挨拶とします。ありがとうございました。

◇

◇

◇

◇閉議及び閉会の宣告

議長（東海林一樹君） 午前10時45分より議員懇談会を本議場で開催いたしますので、ご参集願います。

これをもって本日の会議を閉じます。

令和5年第3回国見町議会臨時会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでした。

（午前10時33分）

会議の経過を記載して相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年5月17日

国見町議会 議長 東海林 一 樹

同 署名議員 穴 戸 武 志

同 署名議員 山 崎 健 吉